住所　大分県杵築市大字片野695番地１
沈健一　昭和44年１月６日生
住所　滋賀県東近江市布引台１丁目23番地
鄧娟　昭和60年６月21日生
住所　千葉県習志野市津田沼２丁目16番４号
朴美徳　昭和38年７月23日生
梁潤淑　昭和46年７月22日生
朴直輝　平成21年１月11日生
住所　千葉県市川市真間４丁目７番23号
馮雪　平成４年９月16日生
住所　東京都大田区矢口２丁目14番20号
郭晶晶　昭和59年２月19日生
住所　東京都板橋区坂下３丁目６番１―722号
歴井　昭和59年５月16日生
住所　香川県高松市鶴市町2021番地13
金慶子　昭和50年11月６日生
住所　熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼104番地１
趙顕次郎　昭和61年１月17日生
住所　埼玉県草加市谷塚町1406番地
趙顕史　昭和59年５月23日生
住所　岐阜市鹿島町５丁目１番地
李孝源　昭和34年４月15日生
住所　千葉県船橋市西習志野２丁目24番９号
尹政植　昭和62年１月14日生
住所　東京都葛飾区東新小岩１丁目５番18―811号
王政　昭和57年９月19日生
陳淼　昭和57年４月27日生
王俊照　平成21年12月12日生
住所　奈良県大和郡山市北郡山町109番地５
李致雨　昭和55年７月８日生
住所　茨城県ひたちなか市大字武田463番地８
金直美　昭和44年３月24日生
住所　愛知県尾張旭市東大久手町２丁目４番地２
盧仁　昭和17年５月12日生
住所　東京都港区三田２丁目19番14号
李詩芸　昭和56年４月６日生
住所　東京都足立区千住龍田町５番３―802号
王悦　平成６年２月25日生
住所　東京都中野区本町２丁目37番４号
徐美智　昭和52年４月25日生
住所　東京都葛飾区西新小岩３丁目25番20号
呉一仁　昭和45年９月２日生
住所　横浜市港南区港南３丁目16番34号
李順枝　昭和39年12月11日生
住所　神奈川県高座郡寒川町小動１番地４
ジェルソン・カンジ・エンドウ　昭和49年９月26日生
住所　横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目９番18号
尹正守　昭和47年10月17日生
李真希　昭和49年４月10日生
尹寛吏　平成20年６月22日生
尹康星　平成22年８月28日生
住所　千葉県木更津市岩根４丁目９番10号
朴源　昭和58年11月28日生
住所　山口県下関市川中豊町６丁目５番７号
樂日一　昭和50年１月31日生
住所　東京都中野区本町５丁目33番６号
龔鑫　平成４年８月５日生

○財務省告示第二百九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	一三トン
四	一六、七一六トン
五	六六一トン
六	一一〇トン
七	六六トン
八	一トン
九	一五、二九三トン
一〇	一、七四一トン
一一	二、九四三トン
一二	三四、四一〇トン
一三	一、六五三、一七〇トン
一四	五三四、三五四トン
一四の二	一六一、〇七一トン
一五	六四トン
一六	三、八〇〇トン
一七	五三、六五一トン
一八	六、五八九トン
一九	五〇一トン
二〇	三五七トン
二一	一一、三七四トン
二二	一五八トン
二三	一、一三一トン
二四	一三トン
二五	○トン
二六	一、〇〇二トン
二七	五、〇三四トン
二八	二一・〇トン
二九	一九二トン

○厚生労働省告示第二百七十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分０５９⑴中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改める。

別表Ⅱ区分０６５③④を次のように改める。

④　関節窩ヘッド

ア　標準型　155,000円

イ　外側補正型　164,000円

ウ　下方補正型　164,000円

○財務省告示第二百九十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万五千二百三十七トン

二　冷凍牛肉　十三万六千八百五十五トン

○財務省告示第二百九十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十三万七千百九十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十三万七千二百七トン

○財務省告示第二百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第六項に係る物品についての平成二十六年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年十月一日